

道路占用料計算書（申請用）

占用物件	単位	単価 (円)	占用数量・面積等 (本、m、㎡等)	占用料 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物 ・電柱 ・電線 ・変圧塔 ・郵便差出箱 ・公衆電話所 ・広告塔 ・バス停留所、タクシー乗場上屋 ・その他これらに類する工作物	第1種電柱	1,810	本		
	第2種電柱	2,790	本		
	第3種電柱	3,760	本		
	第1種電話柱	1,620	本		
	第2種電話柱	2,590	本		
	第3種電話柱	3,560	本		
	支線及び支線柱	740	本		
	その他の柱類	160	本		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	16	m	
	地下に設ける電線その他の線類		10	m	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,590	個	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	970	㎡	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,240	個	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,360	個	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,580	㎡	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	3,240	㎡		
法第32条第1項第2号に掲げる物件 ・水管 ・下水道管 ・ガス管 ・その他これらに類する物件	外径が0.07m未満のもの	68	m		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	97	m		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	150	m		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	190	m		
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	290	m		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	390	m		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	680	m		
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの	970	m		
	外径が1.0m以上2.0m未満のもの	1,940	m		
	外径が2.0m以上のもの	3,890	m		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		3,240	㎡		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊	150	㎡		
	その他のもの	240	㎡		
法第32条第1項第5号に掲げる施設 ・地下街 ・地下室 ・通路 ・浄化槽 ・その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	$A \times 0.005$	㎡
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	㎡
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$	㎡
	上空に設ける通路		2,290		㎡
	地下に設ける通路		1370		㎡
	その他のもの		240		㎡
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	46	1日	㎡	
	その他のもの	460	1月	㎡	

政令第7条第1号に掲げる物件 ・看板 ・標識(バス停留所、タクシー乗場標識) ・旗ざお ・幕 ・アーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 m ² につき 1月	460	m ²
		その他のもの	表示面積 1 m ² につき 1年	4,580	m ²
	標識		1本につき 1年	2,590	本
	旗ざお	祭礼縁日その他催しに際し一時的に設けるもの	1本につき 1日	46	本
		その他のもの	1本につき 1月	460	本
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼縁日その他催しに際し一時的に設けるもの	その面積 1 m ² につき 1日	46	m ²
		その他のもの	その面積 1 m ² につき 1月	460	m ²
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	4,580	基
		その他のもの		2,290	基
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 ・工事用施設 ・・工事用板囲、足場、詰所、他 ・工事用材料 ・・土石、竹木、瓦、他		占用面積 1 m ² につき 1月	460	m ²
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積 1 m ² につき 1月	320	m ²	
前各号に該当しないもの		前各項に準じて町長が定める額			
合 計					

- ① 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置された変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ② 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ③ 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- ④ 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- ⑤ 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- ⑥ Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1 m²単位価格をいうものとする。